



療育(発達)・子育て支援サービス

社会福祉法人 若杉福祉会

◎療育(発達支援)とは

療育(発達支援)とは、身体に障がいのあるお子さまや、その可能性のあるお子さまに対し、審査や相談、必要な指導を行うことと児童福祉法に定められています。一般的に身体障がいや知的障がい、発達障がいなど、様々な障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活ができるように支援することを目的としています。

社会福祉法人 若杉福祉会では、保育園の在園児を含め、地域の在園していないお子さまの個々の発達の状態や障がい特性に応じた困りごとの相談窓口を設けております。お子さまの発達面での悩み事、又、療育(発達)支援を担っている機関と選び方等、お気軽にご相談下さい。



お子さまのこんな悩みありませんか？

- ・言葉の遅れが気になる
- ・集中力・落ち着きがない
- ・他者との関わりが苦手・・・等

＝若杉保育園＝

- ◇電話番号 098-887-1912
- ◇相談日
毎週 火曜日
時間：午前10時～12時
- ◇相談員
園長・副園長・主任保育士

＝城北保育園＝

- ◇電話番号 098-885-4848
- ◇相談日
毎週 火曜日
時間：午前10時～12時
- ◇相談員
園長・副園長・主任保育士

＝大名児童館＝

- ◇相談日
毎週 水曜日
時間：午前10時～12時
- ◇相談員
館長・若杉保育園の相談員

